

〔平成14年3月5日付け治第29号通知
最終改正 令和3年4月1日 施行〕

第1 趣旨

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2に基づく開発行為の許可及び法第10条の3に基づく監督処分等の実施に関し、同法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）及び同法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）並びに、富山県森林法施行規則（県規則第13号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この事務手続が適正かつ円滑に行えるようこの要領を定めるものとする。

第2 申請の手続に関する指導

1 許可（変更許可）申請書の提出

県規則第3条に規定する農林振興センターの長（以下「所長」という。）は、法第10条の2第1項の規定により林地開発行為の許可又は変更許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）からの確かな情報の収集を行い、県規則第4条から第9条に規定する許可の基準に従って、県規則第10条及び第11条に規定する申請書の添付書類並びに計画書に定めたもののほか、この要領に定めた関係書類の提出に関する指導を行うものとする。

2 申請書に添付する計画図書及びその様式

申請書に添付する計画図書及びその様式は、別記(1)のとおりとする。

3 打合せ及びそれに係る指導事項等

- (1) 所長は、許可申請に関する相談を受けたとき、申請書の作成にあたって、あらかじめ、事前打合せを行うよう指導するものとする。
- (2) 所長は、許可申請者に対し、申請書の作成にあたっての事前打合せを行うとき、県規則第10条及び第11条の規定に従い指導するものとする。
- (3) 所長は、申請等に関する打合せがあったときは、その打合せ内容及びそれに係る指導した事項について、林地開発許可申請等打合せ書を作成し、知事に報告するものとする。

4 関係機関との調整

(1) 関係市町村との打合せ

ア 法第10条の2第6項の規定により知事は、林地開発行為の許可にあたって関係市町村長の意見を聴くことと定められている。

よって、所長は、この手続が迅速に行えるよう許可申請者に対し、あらかじめ、林地開発行為に係る利害関係を有する関係市町村長と事前打合わせを行うよう指導するものとする。

イ 打合せの内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 当該林地開発行為により当該森林の有する公益機能の低下による地域振興計画及び産業に及ぼす影響の有無
- (イ) 当該林地開発行為により当該森林の有する公益的機能の低下による地域住民の生活環境の保全及び公共施設等に及ぼす影響の有無
- (ウ) その他必要とする事項

(2) 他法令の所管機関との打合わせ

所長は、事業者が開発行為を行うに当たって、他の法令の許認可が必要と想定できる場合、この事業者はその法令の所管機関と打合せを行うよう指導するものとする。

第3 許可申請の調査及び指導

- 1 省令第4条に規定する申請書が県規則第3条に規定するセンターに到達したとき、所長は、遅滞なく当該申請書に県規則第10条及び第11条の定めによる記載事項に不備がないこ

と及びその定めによる必要な書類が添付されていること並びにその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合していることについて、申請書の内容と開発行為をしようとする森林の区域の現況及び当該森林の周辺地域への影響並びに社会的条件等の整合性を調査するものとする。

ただし、この調査を行うにあたって、林地開発行為に係る森林の所在地が2以上の農林振興センター所長の所管区域にわたる場合、所長は、関係農林振興センター所長と調整のうえ、関係農林振興センター所長がその所管する区域の調査を行い、第3の4に規定する林地開発調書及び調査結果を知事に提出するものとする。

また、次の第3の2に規定する市町村長から知事への意見の聴取は、関係農林振興センター所長が行い、知事に提出するものとする。

- 2 所長は、第3の1の規定に適合する申請書にあっては、法第10条の2第6項の規定に従い、林地開発行為に係る利害関係を有する市町村長から次の事項について知事への意見を聴取し、知事に進達するものとする。ただし、第4の3の補正後の取扱いについては、知事と協議の上、補正後におけるその申請内容が次の事項に影響がないと認められるものはこの限りでない。
 - (1) 当該林地開発行為により当該森林の有する公益的機能の低下から地域振興計画及び産業に及ぼす影響の有無等
 - (2) 当該林地開発行為により当該森林の有する公益的機能の低下から地域住民の生活環境の保全及び公共施設等に及ぼす影響の有無等
 - (3) その他必要な事項
- 3 所長は、第3の1の規定により調査した結果、その申請が申請要件に適合していないと認められたとき、知事と協議し、その旨を許可申請者に示し、補正を指導するものとする。なお、所長は、補正できないものにあつては知事と協議の上、許可申請者に申請を取り下げる指導をするものとする。
- 4 所長は、第3の1の規定により調査した事項及び補正を求める指導などの事項並びにこれらに関する意見を林地開発調書（様式第1号）及び事業内容の調査結果（様式第2号）に取りまとめ、申請書に付して知事に副申するものとする。
- 5 次の第4の4の規定により補正された申請書がセンターに到達したとき、所長は、第3の1から4までに規定する調査及び指導等に準じる手続きを再度行うものとする。

第4 許可申請の審査

- 1 知事は、第3の4に規定する副申があつたとき、速やかに、当該申請の審査を開始するものとする。
- 2 知事は、前記に規定する審査により申請の内容に疑義が生じたとき、直ちに現地及び申請書の調査を行うよう所長に指示し、所長はその調査結果を知事に報告するものとする。
- 3 知事は、第4の1に規定する審査により第3の1に定める申請の形式上の要件に適合しないこと、又は申請が県規則第4条から第9条に規定する許可基準に適合しないと認められたとき、速やかに、許可申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は補正することができない場合にあつては、不許可処分とする。
- 4 第4の3の規定により当該申請の補正を求められた許可申請者は、その申請書の補正を行い、知事に提出するものとする。
- 5 知事は、許可又は不許可処分を行うにあたって、その決定過程及び根拠等を明らかにするため、審査結果表（様式第3号）に記録するものとする。

6 知事は、林地開発行為に係る事業について森林法第 10 条の 2 の許可以外の他の許認可等を必要とする場合は、他の許認可等と同時に審査同時許認可を行うことを原則とし、関係部局とあらかじめ処分内容及び処分の時期について連絡を密にするものとする。

7 知事は、林地開発行為の許可に当たり法第 10 条の 2 第 6 項の規定に従い、富山県森林審議会への意見の聴取を次の第 5 に示す諮問基準により行うものとする。

第 5 森林審議会への諮問

1 県規則第 19 条の富山県森林審議会の意見の聴取に関する規定に基づき、知事が林地開発行為の許可をするに当たり当該審議会の異議のない旨の意見を得ているものとみなすことができる当該行為の基準は、県規則第 4 条から第 9 条までに定める基準を満たし、かつ、次に掲げる規模の基準のいずれかに該当することを要するものとする。

(1) 林地開発行為をしようとする森林（以下「森林」という。）の面積（林地開発行為の変更を行う場合にあっては、変更後の面積）が 5 ヘクタール未満のもの

(2) 森林の面積が 5 ヘクタール以上のものの変更にあつては、当該変更により拡大する森林の面積が 5 ヘクタール未満のもの。ただし、森林の面積が大規模（おおむね 50 ヘクタール以上）なものの変更にあつては、当該変更により拡大する森林の面積が変更前の森林の面積の 2 割以下のもの（平成 12 年 4 月 26 日異議のない旨の答申を得る。）。

2 知事は、第 5 の 1 の基準にかかわらず、特に必要と認める場合、富山県森林審議会に諮問することができるものとする。

3 知事が行う富山県森林審議会への諮問は、全体計画に示されたその一部（期別）の許可申請であっても、全体計画におけるすべての期別計画に関わる林地開発行為をしようとする森林面積を対象として取扱うものとする。

従って、富山県森林審議会からの答申は、その後に行う全体計画におけるすべての期別計画の変更に関わる林地開発行為を対象に得ているものとする。

なお、この場合において、全体計画の期別計画に従って拡大を行うなどの変更許可に当たっての富山県森林審議会の意見は、従前に得ている富山県森林審議会からの答申とする。

第 6 許可（変更許可）申請に対する処分

1 知事は、当該申請に係る行為を許可するとき、許可申請者に林地開発行為許可（変更許可）証を交付し、又は不許可にするときは理由を付した林地開発行為不許可通知書により通知するものとする。

2 知事は、許可（変更許可）処分に当たって、「富山県林地開発許可制度事務取扱要領」に従う旨の条件を付するほか、その他必要な条件を付するものとする。

3 県規則第 3 条に規定するセンターに到達してから当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は 80 日とする。

第 7 許可（変更許可）標の掲示

法第 10 条の 2 第 2 項の規定により林地開発行為の許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、県規則第 18 条の規定により事業区域に通じる主要な道路からの入り口付近の見やすい場所に林地開発行為の許可を受けた日から事業完了の日までの期間中、許可標を掲示するものとする。

第 8 開発行為の着手届、進捗状況報告書の提出等

1 開発事業者は、当該許可（変更許可）に係る事業に着手したとき、速やかに、県規則第 12 条に規定する林地開発行為着手届を所長に提出するものとする。

- 2 所長は、第8の1に規定する着手届がセンターに到達した時は、許可条件に基づき林地開発行為に係る区域の境界の確認を行い、その確認状況を着手届に付して知事に副申するものとする。
- 3 開発事業者は、許可（変更許可）の条件に付された期日までに進捗状況報告書（様式第4号）を所長に提出するものとする。
- 4 所長は、開発事業者に開発行為の施行状況を別記(2)により記録するよう指導するものとし、所長は、必要に応じその提出を求め、これを知事に報告するものとする。

第9 林地開発行為の中止又は廃止

- 1 開発事業者は、林地開発行為を中止し、又は廃止しようとするとき、並びに中止した林地開発行為を再開しようとするとき、県規則第14条に規定する届を所長に提出するものとする。
- 2 第9の1の林地開発行為中止（廃止）届には、知事が必要と認める場合、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 当該区域内の現況がわかる写真
 - (2) 許可を受けた林地開発行為を中止（廃止）しようとするときは、当該林地開発行為の中止（廃止）後の土地の防災に関する計画書
 - (3) 許可を受けた林地開発行為を廃止しようとするときは、当該林地開発行為の廃止後の土地の現状回復の方法並びに防災に関する計画書

第10 林地開発行為の中止又は廃止に係る調査及び指導

- 1 第9の1に規定する届がセンターに到達したとき、所長は、当該届出書に記載された事項に不備がないこと、当該届出書に必要な書類が添付されていること、当該届出書に添付された書類と林地開発行為の許可（変更許可）の条件に付された申請書との整合性及びこれらの書類の内容と現地の状況との適合について調査するものとする。
- 2 所長は、第10の1に規定する調査の結果、これらが適合していないとき、その旨を開発事業者に示し、補正を指導後、直ちにその調査及び指導した事項並びにこれらに関する意見を届出書に付して、知事に副申するものとする。

第11 林地開発行為の中止又は廃止に係る審査

- 1 知事は、第10の2の規定により所長から副申があったとき、速やかに、その届出の内容と林地開発行為の許可の条件に付された申請書との整合性について、法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないことについて審査をするものとする。
- 2 知事は、第11の1の審査によりその内容に疑義が生じたとき、直ちに現地の調査等を行うよう所長に指示し、所長は、その結果を知事に報告するものとする。
- 3 知事は、第11の1及び2に規定する書類により、県規則第4条から第9条に規定する許可基準に適合しないと認めるとき県規則第15条第2項の規定に準じて指示事項を記載した指示書を当該開発事業者に交付するものとする。
- 4 第11の3の規定により指示書の交付を受けた開発事業者は、指示を受けた防災工事等の手直し工事を行い、その工事が終了したとき、第9の1に規定する手続を再度行うものとする。
- 5 第11の4の規定により手直し工事の完了届がセンターに到達したとき、所長は、第10に規定する調査及び指導を再度行い知事に副申するものとする。

第 12 林地開発行為の完了届

- 1 開発事業者は、林地開発行為の許可に係る事業（開発区域を期別計画に基づく工区に分けたときは、その工区）が完了したとき、速やかに、県規則第 15 条に規定する林地開発行為完了届に林地開発行為の施工前の全景、防災工事及び造成緑地並びに造成森林の施工中、施工後の全景などがわかる写真を添付し、所長に提出するものとする。

第 13 林地開発行為の完了届の調査及び指導

- 1 第 12 の 1 に規定する完了届がセンターに到達したとき、所長は、当該届出書に記載された事項に不備がないこと、当該届出書に必要な書類が添付されていること、当該届出書の内容と林地開発行為の許可の条件に付された申請書との整合性及びこれらの書類と現地の状況との適合について別記(3)に基づき調査し、完了確認調査書（様式第 5 号）を作成するものとする。
- 2 所長は、第 13 の 1 に規定する調査の結果、これらが適合していないとき、その旨を開発事業者に示し、補正を指導後、その調査及び指導した事項並びに完了確認調査書を付して、知事に副申するものとする。
- 3 第 14 の 4 の規定により完了届がセンターに到達したとき、所長は、第 13 の 1 及び 2 に規定する調査並びに指導に準じる手続きを再度行うものとする。

第 14 林地開発行為の完了届の審査

- 1 知事は、第 13 の 2 の規定により副申があったとき、速やかにその内容及び林地開発行為の許可の条件とされた申請書及び完了届に添付された書類の内容が法第 10 条の 2 第 2 項各号のいずれにも該当しないことについて審査をするものとする。
- 2 知事は、第 14 の 1 の審査によりその内容に疑義が生じたとき、直ちに現地の調査等を行うよう所長に指示し、所長は、その結果を知事に報告するものとする。
- 3 知事は、第 14 の 1 及び 2 に規定する書類により、県規則第 4 条から第 9 条に規定する許可基準に適合しないと認めるときは、県規則第 15 条に規定する補正を求める指示書を当該開発事業者に交付するものとする。
- 4 第 14 の 3 の規定により指示書の交付を受けた開発事業者は、指示を受けた防災工事等の完成後、第 12 の 1 の規定に準ずる手続きを再度行うものとする。

第 15 変更許可申請

- 1 開発事業者は、林地開発行為の許可を受けた許可申請書の内容若しくは許可の条件に変更が生ずる場合、県規則第 16 条に規定する林地開発変更許可申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、林地開発行為の目的に変更がない場合であって、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。
 - (1) 林地開発行為をしようとする森林において、当該行為に係る森林の境界の変更又は林地開発行為に係る森林の面積に増減が生じない場合
 - (2) 防災施設の構造及び配置等の変更、新設又は廃止がない場合
- 2 第 15 の 1 のただし書き「林地開発行為の目的」とは、「富山県森林法施行規則第 2 章第 1 節に規定する許可の基準に係る審査基準」第 10 条第 1 項第 3 号に定める表 4 の林地開発行為の目的をいう。
- 3 開発事業者は、第 15 の 1 のただし書きに該当する場合、あらかじめ、林地開発行為変更届を所長に提出するものとする。

この場合において、開発事業者は、知事が必要と認める図面及び書類を添付するものとする。

- 4 開発事業者は、第 15 の 1 のただし書きの変更に該当するか事前にその内容について所長と協議を行うものとする。
- 5 第 15 の 4 に規定する協議があったとき、所長は、知事と協議のうえ、その指示に従って開発事業者を指導するものとする。

第 16 変更許可の申請又は届出に係る調査及び指導

変更許可又は届出に係る調査にあたっては、第 3 の許可申請の調査及び指導に係る規定に準じるものとする。

第 17 変更許可の申請又は届出に係る審査

変更許可又は届出に係る審査にあたっては、第 4 の許可申請の審査に係る規定を準じるものとする。

第 18 林地開発行為中の災害

- 1 開発事業者は、事業区域内において災害が発生したとき、県規則第 13 条の規定により直ちに応急措置を講ずるとともに、災害発生届（様式第 6 号）を所長に提出するものとする。
- 2 災害の発生に関連により、許可を受けた区域から法第 10 条の 2 第 2 項の各号に規定することについて、そのおそれがあるとき、開発事業者は、許可を受けた行為を直ちに中止するものとする。
- 3 開発事業者は、災害の発生の原因調査を行い復旧計画書の作成にあたっては所長の指導を受けて、所長に提出するものとする。
ただし、復旧工事は、原則として現状の災害の区域に係る法面の整形等による保全が確保される必要最小限の規模とする。
- 4 所長は、第 18 の 3 に規定する指導にあたって知事と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 5 開発事業者は、知事が認めた復旧計画に従って復旧工事を完了させ、第 12 の林地開発行為の完了届の規定に準じる手続きを行うものとする。

第 19 許可整理簿及び許可条件履行等の指導

- 1 知事は、許可等に関する処分及び指導事項について、許可整理簿に記録し、保管するものとする。
- 2 所長は、次に掲げる事項に関する調査を行い、森林の保全を確保しつつ土地の適正な利用が図られるよう開発事業者を指導するものとし、その指導を行ったときは許可条件履行等指導調査書（様式第 7 号）を作成し、知事に提出するものとする。
 - (1) 許可（変更許可）証に付された条件に従い事業の実施が行われていること。
 - (2) 災害の発生が生じたとき、その防災措置が講じられていること。
 - (3) 完了又は中止若しくは廃止した林地開発行為地において、防災措置等が機能していること。
- 3 所長は、林地開発行為の許可を受けたにもかかわらず、開発に着手しない又は計画どおり完了せずに事業が中断している開発行為について別記(4)に基づき調査し、知事に副申するものとする。

第20 違反行為等の措置

- 1 所長は、法第10条の3に規定する法第10条の2第1項の規定に違反する林地開発行為及び同条第4項の許可の条件に違反した林地開発行為並びに偽りその他不正な手段により許可を受けた林地開発行為（以下「違反行為」という。）の疑いのある行為を発見したとき、又はその旨の通報を受けたときは、速やかに調査を行い、その違反行為に係る範囲を特定し、違反行為調査書（様式第8号）及び違反行為経過書（様式第9号）に取りまとめ、知事に報告するものとする。
また、所長は、林地開発行為者に対して違反行為を認めさせたいえ、違反行為について中止の指示等を行うものとする。
- 2 所長は違反行為に至った顛末書及び復旧計画書を所長に提出することを求めるほか、その作成にあたって知事の指示に従うものとし、これらの指導については、知事の指示を受けた所長が行うものとする。
- 3 所長は、第20の2に規定する指導により、違反行為者から違反行為に至った顛末書及び復旧計画書の提出があったとき、違反行為調査書並びに違反行為経過書を付して知事に副申するものとする。
- 4 知事は、第20の3に規定する復旧計画書の提出があったとき、違反行為の復旧に係る計画に限るものとして審査を行い、その内容が不適切なものにあつては、違反行為者に相当の期間を定めて、補正を指示するものとする。
- 5 違反行為者は、知事が認めた復旧計画に従って工事を完了したとき、第12の規定に準じた手続を行うものとする。
- 6 所長は、第20の2に規定する違反行為について、違反行為者とその行為を認めないとき、所長は、知事にその旨を報告するものとする。
- 7 知事は、第20の6の規定により所長から報告があったとき、違反行為者に対し、違反行為が明らかである理由等を記載した書面及び図面により指示するものとする。
- 8 知事は、違反行為者が第20の7に規定する指示に従わないとき、必要に応じて次の措置を講じるものとする。
 - (1)法第10条の3に規定する監督処分
 - (2)刑事訴訟法第239条第2項に規定する告発
 - (3)行政代執行法の規定に基づく代執行

第21 林地開発行為の許可の特例

- 1 県規則第20条第2項に定める法第10条の2第1号又は第3号の規定が適用される事業者（次項において「事業者」という。）は、あらかじめ、林地開発行為に係る実施計画に関し知事の確認を得る定め（連絡調整）について、所長は、この定めを周知に努めるものとする。
- 2 第21の1に規定する事業者は、林地開発行為に係る実施計画に関し、別記(5)に基づく書類を所長に届出するものとする。
- 3 所長は、第21の2の定めにより事業者から届出書の提出があったとき、法第10条の2第2項各号の規定に基づく県規則第1節の許可基準に準じる内容に導く指導を行うものとする。
- 4 所長は、第21の2に規定する届出書について第21の3の指導した事項等を知事に副申するものとする。

- 5 所長は、第 21 の 2 の規定以外の開発行為又は県規則第 20 条第 2 項のただし書きに該当する開発行為についても、法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書等により、その所在場所などを掌握するものとし、これを知事に報告するものとする。

【根拠】

- 森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和 49 年 2 月 27 日

衆議院農林水産委員会

政府は本法の施行にあたり、左記事項について、適切な措置を講じ林業の一層の振興に努めるべきである。

記

一 省略

二 開発行為の許可制については、森林の乱開発として問題となっている事案が規制できるようその対策を定める等具体的運用基準を明確にするとともに、開発行為の規制について関係者の意向を十分反映するよう必要に応じ都道府県森林審議会の意見を聞くほか、国、地方公共団体等の実施する開発行為についても開発行為の許可制度の創設の趣旨を徹底する等その運用について厳正に期すること。

三～七 省略

右決議する。

第 22 その他

所長は、法第 10 条の 2 第 1 項の規定に該当しない規模の開発行為にあつては、法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書等により、その所在場所などを掌握するものとし、林地開発の違反行為とならないよう必要に応じて、事業者を指導するものとする。

第 23 この要領に定めるもののほか、この施行の手續に関し必要な事項は、知事が必要に応じ定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止事項)

- 2 次に掲げる要領は、廃止する。

- (1) 富山県林地開発許可制度実施要領
- (2) 林地開発行為完了(中間)確認調査要領
- (3) 現場写真撮影要領
- (4) 林地開発許可制度の監督処分事務処理要領

(経過措置)

- 3 この要領の施行前に従前の要領に従う旨の許可の条件が付された許可処分にあつては、従前の要領をこの要領に変更されたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 11 年 12 月 9 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記（１）（事務取扱要領第２関係）

- 申請書等に添付する計画図書及びその様式は、次の順序で編纂するものとする。
- 1 林地開発許可申請書（森林法施行規則第２条の規定に基づく告示に定める様式）
- 2 他法令等の許認可に関する状況一覧表（様式第１０号）
- 3 県規則第１１条第１項第１号に規定する様式
 - (1) 事業区域内の森林及び土地の用途別の面積一覧表（様式第１号）
 - (2) 事業区域内の森林及び土地の用途別の面積集計表（様式第２号）
- 4 設計説明書（県規則第１１条第１項第３号に規定する書類）
- 5 設計図書（県規則第１１条第１項第４号に規定する書類）
 - (1) 事業計画書（様式第１１号）
 - (2) 工事計画書
 - ① 工事費明細書（様式第１２号）
 - ② 採掘計画書（様式第１３号）
 - ③ 工事工程表（様式第１４号）
 - (3) 環境保全計画書（様式第１５号）
 - (4) 利水計画書（様式第１６号）
 - (5) 防災計画書（様式第１７号）
 - ① 排水施設計画流量計算書（様式第１８号）
 - ② 流出土砂防止施設計算書（様式第１９号）
 - ③ 防災施設の設計計算書
 - (6) 面積計算書（３の(1)の算定根拠）
 - (7) 土量計算書
 - (8) 資格書類
 - (9) 資金計画書（県規則第１１条第１項第５号に規定する書類）
 - (10) 年度別資金計画書
 - (11) 同意書（県規則第１１条第１項第６号に規定する書類）
 - ① 事業区域内の土地等の権利を有する者の一覧表（様式第３号）
 - ② 土地の権利者の同意書（様式第２０号）
 - ③ 利害関係者の同意書（様式第２１号）
 - (12) 公図（合成公図等）
 - (13) 残置森林等の管理に関する協定書（誓約書）（様式第２２号）
 - (14) 河川等の管理者の同意書等
- 6 事業区域の内外の現況がわかる写真（県規則第１１条第１項第７号の定める写真）
- 7 計画設計図（県規則に定められた図面等を含む。）
- 8 その他審査に必要な書類

現場写真撮影方法

第１ 目的

富山県林地開発許可制度事務取扱要領第８で定めている現場写真撮影の具体的な事項について定める。

第２ 撮影の方法

- （１）造成地全域及び各構造物の設置状況については、着手前と完了後の状況を同一場所から撮影すること。
- （２）撮影には、被写体にスケール、ポール、箱尺等を使用し、構造物の寸法が明確に読み取れるようにするとともに小黒板に必要な事項を記入の上撮影すること。
- （３）工事種別毎の施行状況及び形状寸法が明確であり、施工経過が系統的に明確になるように撮影すること。
- （４）工事終了後、明視できなくなる構造物については、必ず中間に撮影を行うこと。

第３ 撮影の対象

- （１）構造物の床掘及び基礎工事
- （２）擁壁工（裏込みコンクリート含む）の透土工及び水抜工
- （３）鉄筋コンクリート構造物の配筋
- （４）法面保護工及び整地工
- （５）防災工事、その他関連工事

別記（３）（事務取扱要領第 13 関係）

林地開発行為完了確認調査方法

第 1 目的

富山県林地開発許可制度事務取扱要領第 13 に定めている確認調査方法の具体的な事項について定める。

第 2 範囲

確認の範囲は、原則として開発行為の許可申請書及び添付する位置図、区域図並びに計画書に記載された事項とする。

第 3 確認の時期

開発行為者から林地開発行為完了届があったときは、速やかに確認調査を実施するものとする。

第 4 確認調査の方法

確認調査に当っては、設計図書、工事仕様書、工事完了図、工事経過写真等関係資料を準備させ、これに基づいて行うものとする。

（１）量的な確認

- ア．代替機能を満足し得るものであれば、局部的な数量の増減は許容し得るものであること。
- イ．計画図書等で規定した寸法で完成していること。
- ウ．数量の多い工種は抽出確認とすることができる。
- エ．明視できない部分は、写真等で判定するものとする。
- オ．具体的な方法は、別表（１）による。

（２）質的な確認

- ア．代替機能を保持できる品質・強度等があり目的に準じて耐久性が確保されていること。
- イ．設計図書等で規定した規格・工法で行われていること。
- ウ．数量の多い工種は抽出確認とすることができる。
- エ．明視できない部分は、写真等で判定するものとする。
- オ．具体的な方法は、別表（２）による。

別記（４）（事務取扱要領第 19 関係）

林地開発許可後、未完了・長期停滞している案件に関する調査要領

第 1 目的

林地開発行為の許可を受けたにもかかわらず、事業に着手しない又は計画どおり完了せずに事業が中断している開発行為について、許可受人の存否や現地の状況等を調査することにより、開発行為を適正に完了に導くこと、又は実効性のない許可処分を整理することを目的とする。

第 2 調査の対象

施行状況報告がなされない又は完了予定日を経過しているにもかかわらず必要な手続がなされない許可案件

第 3 調査の方法

下記事項について調査する。

（１）許可受人の存否

- ① 個人の場合：市町村に住民票を請求し、個人の生死を確認する。
- ② 法人の場合：法人の所在地を所管する法務局に商業登記簿謄本を請求し、法人の存否を確認する。
- ③ その他：必要に応じ、開発地、許可受人の事業所又は所在地の周辺住民等から近況を聴取する等の方法により確認する。

（２）土地の権利関係

- ① 開発に係る土地が許可受人の土地であった場合は、法務局に対して近況を聴取する等の方法により確認する。
- ② 土地所有者との賃貸借契約等に基づいて開発行為を行っていた場合は、許可受人又は土地所有者に対して、その権限が現在も有効か確認する。

（３）現地状況の確認

- ① 防災施設の設置の有無及びその機能を調査する。
- ② 緑化の状況を調査する。
- ③ 総じて災害発生のおそれがないか調査する。

第 4 調査結果の取りまとめについて

事務取扱要領様式第 23 号（林地開発許可後、未完了・長期停滞している案件に関する調査書）に調査結果を取りまとめ、現地確認の際に撮影した写真を添付する。

なお、様式第 23 号の（未完了・長期停滞の場合の処理方針（案））については、別紙（未完了・長期停滞案件の処理フロー）を参考に記入する。

第 5 処理方針の確立

調査結果を踏まえ、知事と協議し、処理方針を確立する。

別記（５）（事務取扱要領第 21 関係）

○ 知事の確認を得る届出書（連絡調整）に添付する書類について

- 1 林地開発行為について（連絡調整）（様式第 24 号）
- 2 県規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する様式
 - (1) 事業区域内の森林及び土地の用途別の面積一覧表（様式第 1 号）
 - (2) 事業区域内の森林及び土地の用途別の面積集計表（様式第 2 号）
- 3 設計説明書（県規則第 11 条第 1 項第 3 号に規定する書類）
- 4 設計図書（県規則第 11 条第 1 項第 4 号に規定する書類）
 - (1) 工事計画書
 - ① 工事費明細書（様式第 12 号）
 - ② 工事工程表（様式第 14 号）
 - (2) 利水計画書（様式第 16 号）
 - (3) 防災計画書（様式第 17 号）
 - ① 排水施設計画流量計算書（様式第 18 号）
 - ② 流出土砂防止施設計算書（様式第 19 号）
 - ③ 防災施設の設計計算書
 - (4) 面積計算書（3 の(1)の算定根拠）
 - (5) 土量計算書
- 5 事業区域の内外の現況がわかる写真（県規則第 11 条第 1 項第 7 号の定める写真）
- 6 計画設計図
 - (1) 位置図
 - (2) 区域図（県規則に基づく）
 - (3) 土地利用計画平面図（県規則に基づく）
 - (4) 防災計画平面図（県規則に基づく）
 - (5) 構造図・定規図
 - (6) 縦断面図・横断面図
 - (7) その他必要な図面
- 7 その他審査に必要な書類

別表（１）（別記３で定める量的な確認の具体的な方法）
 確認調査の点検事項（量的な確認）

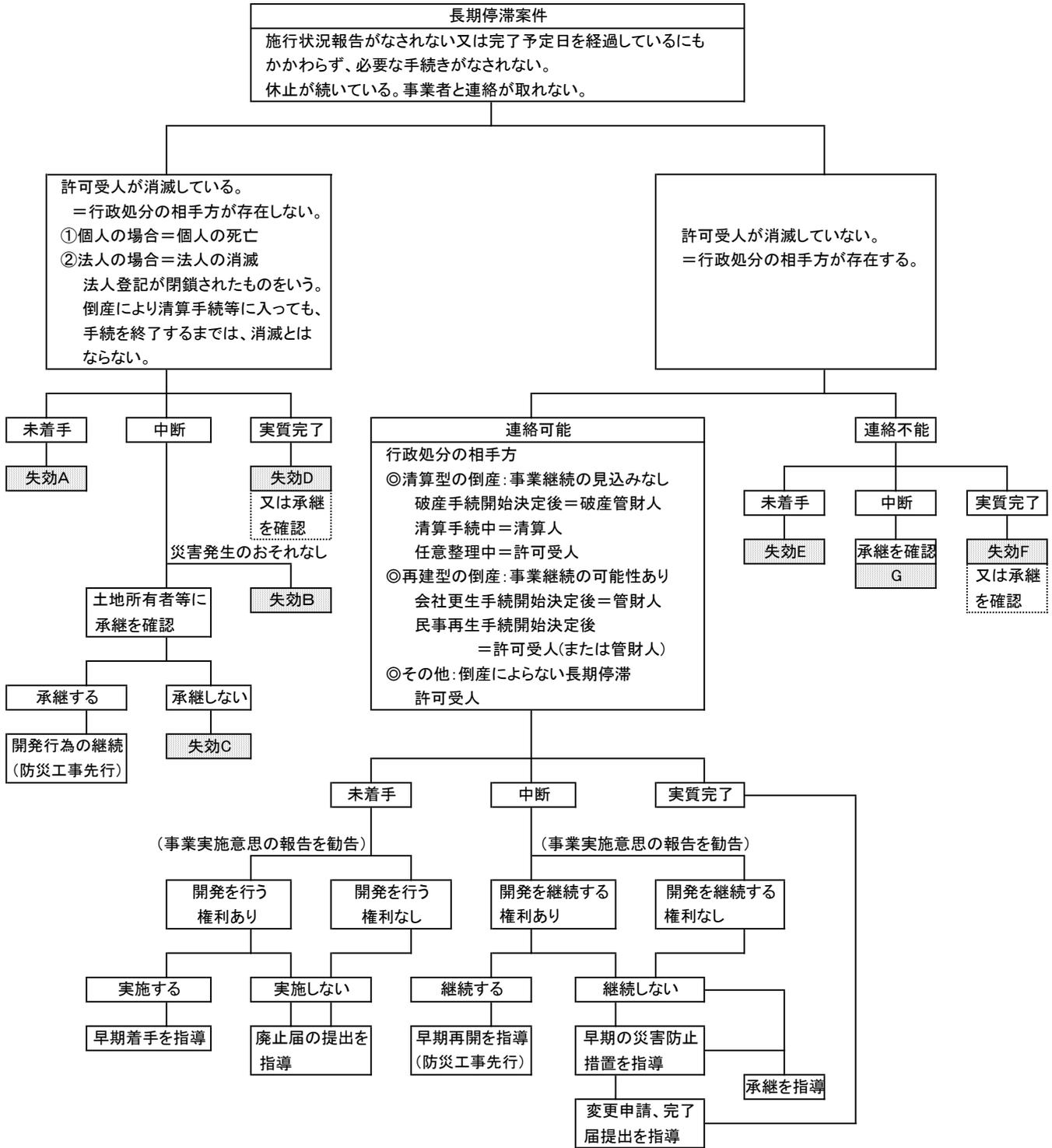
工 種	確 認 の 要 点	具 体 例
土 工	<ul style="list-style-type: none"> ・計画図書に基づいて法面勾配が安定したものであるか確認。 ・盛土地盤の処理状況 ・盛土締固量の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・切土・盛土・捨土が適切に行われているか。 ・転圧等の実施状況写真で確認
堰 堤 工 種	<ul style="list-style-type: none"> ・施行目的を達成し得る規模であるかの寸法の確認 ・構造物の安定計算上で必要な寸法を確保しているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯砂用の堰堤であれば有効高、有効幅、現溪床勾配等の把握を行い貯砂容量に変わりがなければよい。 ・コンクリート堰堤では安定計算の基礎となる放水路天端厚、上下流法、堤高、放水路断面積。
土 留 工 類	<ul style="list-style-type: none"> ・背面の工作物及び土砂等を抑止し安定させるに必要な寸法確認を行う。 ・構造物の安定上必要な寸法確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的には、高さ、延長を確認するがその断面は、切り取り法面を安定させる目的で計算した工法が法高で安定しておれば許容できる。 ・安定計算の基礎になっている天端厚、表裏法、壁高等。
水 路 工	<ul style="list-style-type: none"> ・地表水、暗渠工等から誘導される地下水を安全に流化し得る断面かの確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水路工の断面寸法及び数量等の抽出測定を行う。
暗 渠 工	<ul style="list-style-type: none"> ・地下浸透水、湧水等を地表まで誘導し得るかの寸法確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・箇所数、延長等
柵 工	<ul style="list-style-type: none"> ・法面安定に必要な数量確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ、規模、延長を抽出確認を行う。
植 栽 工	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽目的にあった数量の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽本数、樹種を規定している場合は、プロットの設定により確認を行う。
残置森林等	<ul style="list-style-type: none"> ・残置目的を達し得る規模であるか否かの位置、残置幅、残置量、造成量等を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・残置森林の幅、位置等を計画書に照らして適切であるか否か等。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・現況で行為の目的が達し得る広さ及び規模等であるかの確認。 	

別表（２）（別記３に定める質的な確認の具体的な方法）

確認調査の点検事項（質的な確認）

工 種	確 認 調 査 の 要 点	具 体 例
土 工	<ul style="list-style-type: none"> ・切取、盛土、捨土の法が計画図等と照らして適切であるか。 ・盛土地盤の沈下状況。 ・盛土地盤処理の工法確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・土質毎の切取、盛土、捨土の勾配に適合しているか。 ・転圧層厚締固は試験データにより確認。 ・漏水処理、排水工の処理
堰堤工類	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体安定上で必要・品質を確保しているか確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テストハンマーによる強度測定を行い28強度180kg/cm以上 ・打ち込み締固等が適正に行われ、漏水クラック等が発生していないか。
土留工類	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体破壊が生じない程度の品質確認を行う。 	
水 路 工	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水を最小限度に留る処置等、施設の安全性、流末処理の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続部の処理は、適切か、末端の排水は保全上支障のない箇所まで導いているか。
暗 渠 工	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水等を容易に集水、排水できる状況になっているかの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集水管暗渠工は底部に集水管を布設し、その上部に礫等を充填しているか。
柵 工	<ul style="list-style-type: none"> ・背面土砂等の流出防止、移動防止機能がたもたれるか、その機能の役割を達し得る森林であるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・編柵工は帯梢が粗で、土砂の堆積機能を失っていないかまた、杭の打ち込みが浅く土圧に絶え得るか。
植 栽 工	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽木の活着状況、成育が可能かどうか確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活着率等から成林可能樹を想定し、目的の機能を達し得るかの判定をする。
残置森林等	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して森林の機能が保たれるか、その機能の役割を達し得る森林であるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育管理及び機能役割について点検をする。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・現況で行為の目的が達し得る広さ及び規模等であるかの確認。 	

1. 未完了・長期停滞案件の処理フロー



注)「中断」とは防災工事の施工が完了していない案件を、「実質完了」とは完了確認まで至っていないが、現地確認の結果、防災措置の必要がない(防災工事が先行実施されている、自然復旧している)と判断できる案件をいう。

2. 失効とは

(1) 行政行為の失効

行政行為の失効について明確な定義はないが、林野庁担当者が次のとおり示している。

「行政行為の失効とは、相手方の死亡、目的物の消失等により自然にその効力を失(中略)う場合である。」

「行政庁の意思行為に基づかないで一定の事実に基づいて当然にその効力を失う場合をいう。」

(しんりんほぜん第32号[1986.11.20]より)

(2) 失効A～F及びGの取扱い

失効A	未着手で、森林が有していた公益的機能が損なわれていないため、失効として整理して差し支えない。(処理終了)
失効B	中断しているものの、災害発生のおそれがない場合(防災工事先行実施済、自然復旧済)は、失効として整理して差し支えない。
失効C	中断し、災害発生のおそれがある場合は、事業用地の使用・収益をなしうる権利を有する者(承継人となりうる)に対しての承継指導が必要であるが、誰も承継しなかった場合は、失効として整理して差し支えない。土地所有者には個人の財産管理上の責任において当該土地を維持管理するよう説明し、県は引き続き現地の安全確認に努める。
失効D	完了には至らないものの、現地は完了として取り扱える状態(防災工事施工済、自然復旧済)であることから、失効として整理して差し支えない。(処理終了)
失効E	失効Aと同様。なお、失効後に許可受人が現れた場合は再度開発許可申請等を指導する。
失効F	失効Cと同様。なお、失効後に許可受人が現れた場合は再度開発許可申請等を指導する。
G	現地が実質完了と認められない以上、許可受人が現れる可能性がある間は、失効せず、そのまま書類を保管、現地の確認を続ける。

(3) 留意事項

- ①法人の場合、商法406条の3の規定により職権で解散登記が行われることがあるので、適宜登記簿により確認すること。
- ②清算型の倒産の手続が完了した場合は行政処分の相手方がいなくなるので、早期に破産管財人または許可受等人等に接触し、災害防止のための措置等を指導すること。

3. 承継について

- (1)「許可受人が消滅していない」→「連絡可能」→「中断」→「継続しない」場合は、許可受人に対して、承継人を探そう指導する。
- (2)「許可受人が消滅している場合」又は「消滅していないが連絡不能な場合」は、土地所有者等に承継の意思を確認する。

なお、その際に次の事項を説明又は確認する。

- ①林地開発許可制度の概要
 - ②許可受人以外で開発行為を行う権原を有する者の有無
 - ③開発地内の防災施設等については、基本的に個人の財産管理上の責任において維持管理されるものであること
- (3) 岩石採取の場合は、採石法の認可申請の際に、富山県山砕石開発協同組合による「跡地整備等保証書」が提出されているので、同協同組合に承継の意思を確認する。

4. 「失効」とした場合の県の事務処理

(1) 現地確認、報告等

現地確認	現地と図面は一致していないが、「事務取扱要領別記(4)」に基づき確認する
事前協議	失効の判断を行う場合は、事前に知事と協議を行う
報告等	知事への報告をする

(2) 許可受人、市町村長への通知

許可受人	消滅している場合は不要、消滅していない場合は念のために通知する
市町村長	通知する

5. 許可の取消について

許可条件で「以下の条件に従って開発行為を行わない場合は、この許可を取り消すことがある」と取消権を留保しているが、一度取消処分を行った場合は災害防止措置の指導ができなくなるため、あくまで指導・処分により現地の復旧等を求めることとする。